# デジタル活用共生社会実現会議 I C T アクセシビリティ確保部会 電話リレーサービスに係るワーキンググループ (第7回)

- 1 日時 令和元年6月28日(金)13:00~15:00
- 2 場所 総務省 第1特別会議室(合同庁舎2号館8階)
- 3 出席者(敬称略)

# ○構成員

酒井善則(主査)(東京工業大学名誉教授・津田塾大学客員教授)、加納貞彦(主査代理)(早稲田大学名誉教授)、石井夏生利(中央大学国際情報学部教授)、石井靖乃((公財)日本財団公益事業部部長)、石原茂樹((社福)聴力障害者情報文化センター公益支援部門部長)、井上正之(筑波技術大学産業技術学部産業情報学科准教授)、今井正道((一社)情報通信ネットワーク産業協会常務理事)、小椋武夫((一財)全日本ろうあ連盟理事)、川森雅仁(慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授)、近藤幸一((社福)全国手話研修センター)、西角直樹(株式会社三菱総合研究所主席研究員)、藤沢烈((一社)RCF代表理事)、三尾美枝子(紀尾井町法律事務所弁護士)、山本一晴((一社)電気通信事業者協会専務理事)

# ○オブザーバー

大木洵人 ((株) シュアール)、黒田勝己 (日本電信電話 (株))、小竹安治 ((特非) 全国聴覚障害者情報提供施設協議会) 齊藤剛 (ソフトバンク (株))、関田賢太郎 (K DDI (株))、三浦宏之 ((株) プラスヴォイス)

# ○総務省

谷脇康彦(総合通信基盤局長)、秋本芳徳(総合通信基盤局電気通信事業部長)、竹村 晃一(総合通信基盤局総務課長)、山碕良志(総合通信基盤局電気通信事業部事業政策 課長)、大村真一(総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課長)、大内康次(総 合通信基盤局電気通信事業部事業政策課調査官)、佐伯宜昭(総合通信基盤局電気通信 事業部事業政策課市場評価企画官)

#### ○厚生労働省

内山博之(障害保険福祉部企画課長)、金原辰夫(障害保険福祉部企画課自立支援復興 室長)、塩野勝明(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長補佐)

## 4 議事

- (1) 事務局説明
- (2) 意見交換

【酒井主査】 主査の酒井でございます。定刻となりましたので、これより第7回電話 リレーサービスに係るワーキンググループを開催いたします。本日はお忙しいところ、あ りがとうございました。

それでは、まず議事に先立ちまして、事務局から資料の確認をお願いします。

【長谷川課長補佐】 事務局の総務省の長谷川です。資料の確認をいたします。

資料は合計3点あります。資料番号のないものが2点。座席表、議事次第。資料番号があるものが1点。資料7-1といたしまして「公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けて~電話リレーサービスに係るワーキンググループ報告(案)~」の合計3点です。不足等ございましたら、随時、手を挙げてください。事務局からお渡しいたします。

冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【酒井主査】 それでは、議事に入ります。まず資料7-1につきまして事務局から説明していただきます。よろしくお願いします。

【佐伯市場評価企画官】 事務局でございます。お手元の資料7-1、「公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けて」という報告書(案)に基づきまして、ご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして目次でございます。これまで6回にわたって構成員の皆様方にご議論いただきまして、前回、事務局より骨子を出させていただきました。そちらが主に第2章、第3章の部分でございまして、報告書の体裁にいたします過程で、「はじめに」というものを冒頭に1ページ、また、「終わりに」というものが最後に1ページございます。また、第1章につきましては、「電話リレーサービスの現状と課題」、第2章は、第3回のワーキンググループにてコンセンサスを得ました「検討に当たっての基本的考え方」、第3章は、第6回のワーキンググループで示した骨子をベースに文章化したものでございます。それでは、1枚おめくりいただきまして「はじめに」でございます。こちら、今回のワーキンググループとしての意見ということでございまして、まず冒頭に、電話は国民生活に不可欠なサービスと位置づけられている一方で、専ら音声による通信サービスであることから、聴覚障害者は利用することができず、メール、チャット、SNSなどの通信サー

ビスを利用するほか、音声によるコミュニケーションが必要な場合に電話リレーサービス を利用して、健聴者とのコミュニケーションをとっているとしております。

一方で、電話と同等のサービスが提供されているとは言えない状況にある中、公共インフラとしての電話リレーサービスを実現する社会的な要請を踏まえて、専門的な検討を行う場として本ワーキンググループが設置されたという経緯を書いております。この際、電話リレーサービスの利用者である聴覚障害者を含む関係者の意見を聴取し、安定的・継続的な提供、適正性かつ効率性、実現可能性などに配慮して検討を進めることとしたとして、検討の取りまとめに当たっては、さまざまな専門家であります構成員の意見を、実現に向けた基本的な方向性に最大限反映するとともに、将来的に留意すべき意見も数多くあったことから、本報告書では可能な限り構成員の意見を掲載しているとさせていただいております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、3ページの第1章でございます。こちらは検討の背景といたしまして、まず平成25年から日本財団が電話リレーサービスモデルプロジェクトを開始したことや、平成29年から厚生労働省が情報提供施設に対して財政的支援を行っているという背景。それから、昨年11月には参議院の予算委員会での議論により、総理大臣から電話リレーサービスの位置づけについて、「公共インフラ」との認識が示されたこと。それを踏まえて、これらを検討するために本年、平成31年1月にワーキンググループを設置して、専門的に検討することとなったという背景、経緯を書いております。

2の電話リレーサービスの現状と課題というところでございますが、こちら電話リレーサービスの説明を書かせていただいた上で、3ページになりますが、日本財団のリレーサービスモデルプロジェクトの実施内容、また、厚生労働省の補助金による支援について言及させていただいているところでございます。

続きまして、おめくりいただきまして6ページまで飛んでいただきます。第2章でございますが、検討に当たっての基本的考え方ということでございます。本報告書では、公共インフラとしての電話リレーサービスの検討に当たって、安定的・継続的な提供、適正性かつ効率性、実現可能性などに配慮し、電話と同等の利用環境を整備することを目指し、可能なものを段階的に導入することを基本的な考え方として、通信に関する課題ですとか、オペレーターに関する課題及びその他の課題について検討を行ったとして、具体的な検討項目につきまして、下に書かせていただいているところでございます。

続きまして、その具体的な検討事項が、おめくりいただきまして7ページからの第3章に書いております。全体の構成にもなりますが、冒頭申し上げたとおり、前回のワーキングで事務局より説明差し上げました骨子に基づいて、そちらを多少わかりやすくする等の方法で文章化しているところでございます。また、前回、構成員の方々からご意見いただいたところについては、課題に対する主な意見等の部分に追記させていただいているところがございます。

まず、1の通信に関する課題でございますが、(1)の対象とする通訳方式につきましては、大きく骨子のところからは変わっていないと思います。①に具体的な検討課題がございまして、②に課題に対する主な意見、③に実現に向けた基本的な方向性が書かれておりまして、以降、項目ごとにこのような構造にて全項目について書いておりますので、ご留意いただければと思います。

(2)の利用者の範囲というところに移らせていただきます。具体的な検討課題というところでは大きく変わっていないと思いますが、少しこれまでに出た議論等を踏まえて書かせていただいております。

それから、②の課題に対する主な意見というところでございますが、8ページで言うところの最後2つが前回のワーキングにていただいた意見を追記する形で、聴覚障害者の電話番号についての話、また、番号ポータビリティーの確保という話、それから、着信を知らせる機能を持つ端末という部分についてご意見がございましたので、こちら構成員の意見ということで追記させていただいているところでございます。

1 枚おめくりいただきまして、③の実現に向けた基本的な方向性という部分につきましては、骨子のところから大きく変更はないと考えております。

続きまして、9ページの(3)利用用途のところでございます。こちら具体的な検討課題のところにつきましても、少しこれまでの議論を踏まえて事務局のほうで一部わかりやすくする観点から、作文させていただいているところでございます。

そのほか、②課題に関する主な意見、③実現に向けた基本的な方向性というところにつきましては、前回の骨子から大きな変更はないと考えております。

11ページをおめくりください。(4)の緊急通報の要件というところでございます。こちら前回のワーキングで緊急通報受理機関であります消防庁、警察庁、海上保安庁からプレゼンテーションをしていただきまして、ヒアリングを行ったところでございます。そのため、こちらにつきましては、かなりの部分を追記しているところでございます。

まず、①の具体的な検討課題のところでございますが、日本財団が現在、モデルプロジェクトとして提供しているサービスにおきましては、規約上、緊急通報は受けつけておらず、システムも緊急通報に対応していませんが、実態として緊急時の利用については、オペレーターの判断により対応した事例もあるということが前回ありましたので、書かせていただいております。

また、その次のところでございますが、障害者にとっての緊急時における通報手段の確保については、その必要については議論の余地はない一方、システム上の技術的な課題、対応するオペレーターに関する課題など、解決に相応の時間・費用を要する課題も含め、さまざまな課題があるというところは書いております。

その下でございますが、警察庁、海上保安庁、消防庁から、前回のワーキングにおきまして、いろいろとご意見をいただいたところを書いております。主に緊急通報については、おのおの管轄する本部への接続の仕組みですとか、位置情報を取得する仕組みですとか、そういうものが共通して検討が必要だというようなお話があったかと思います。あわせまして、各機関ともども携帯電話のタッチパネルを利用したアプリのようなものにより、通報が可能となる仕組みを導入、あるいは導入を検討していらっしゃるというようなことは、ご報告があったかと思いますので、そういう部分につきまして、プレゼンテーションに基づきまして、そちらを書かせていただいている次第でございます。

続きまして、おめくりいただきまして13ページになりますが、②の課題に対する主な 意見というところでも、何点か前回出たご意見を追記させていただいております。

まず、13ページの上から5つ目のポツでございますが、例えば消防庁に手話通訳の人が常時3人から5人ぐらい詰めていて、テレビ電話で直接通報できるような体制を構築してしまえば、かなり問題は解決するのではないかというようなご意見があったかと思います。

それから、その次のページになりますが、ポツで言いますと、14ページの中での2つ目から4つ目となりますが、最後の3つと言いかえてもいいかもしれませんが、電話リレーサービスのオペレーターの所在地の緊急通報受理機関から、利用者の所在地に転送する仕組みを早期に実現できないかというお話。それから、電話を受けた人が無音の中からも現場の状況を察して適切な対応をするためには、電話リレーサービスで通訳者が介在するよりも、一般の通訳とは違う訓練を受けている人が対応するほうがよいのではないかというご意見。それから、例えば手話で生活している方は、手話で通報できるような仕組みを、

スマホのアプリによる通報の仕組みに機能追加していくような方法もあり得るのではない かというご意見がございましたので、意見として追記させていただいております。

③の実現に向けた基本的な方向性というところは、前回の骨子とおおむね同じとなって いるかと思います。

続きまして、14ページの下(5)利用料金の部分でございます。1枚おめくりいただきまして、16ページに利用料金に係る図が書いてあります。それと若干照らしながらというところで、料金というものがどういうふうに分かれるかというイメージを書いておりますが、それを少し文章上で説明するような形で、15ページの上の部分について書かせていただいているところでございます。

15ページ、②の課題に対する主な意見といたしましては、下の2つを前回のワーキングを踏まえて追記させていただいております。通訳事業者の場所は日本国内のどこにあってもよいロケーション・フリーであるから、料金は距離によらず、通話時間だけに基づく従量制料金とするのが適当ではないかというご意見。それから、さらに詳細な料金原則、例えば昼夜間の差を設けるかですとか、聴覚障害者の場合は通訳を介する分だけ通信の長さが長くなることをどう考慮して、具体的な料金水準を考えるかなどは、今後さらに検討をする必要があるというご意見があったかと思いますので、追記しております。

③の実現に向けた基本的な方向性につきましては、おおむね前回の骨子と変わっていないと思います。

続きまして、16ページ、(6)の実施体制の部分でございます。①の具体的な検討課題でございますが、こちら日本財団が現在、モデルプロジェクトとして提供されているリレーサービスの構造ですとか体制について、少し具体的な追記で説明をさせていただいてございます。

おめくりいただきまして、17ページの②課題に対する主な意見のところでございますが、前回ワーキングのご意見を踏まえまして、上から5つ目のポツになるかと思いますが、1つ上の4つ目のポツと似ているかと思うんですが、電話リレーサービスの運営機構のような組織は、通訳事業者を介して通話するための設定や利用料金の徴収、一元的な問い合わせ窓口の設置、データベースの構築・運営などを行う組織として、全国で一者に限定し、公益法人のような形態とすることが考えられるのではないかという点を追記させていただいております。

それから、それを受けるような形でございますが、③の実現に向けた基本的な方向性と

いうところの中で、次の18ページになりますが、2つ目のポツで、また、③電話リレーサービスの運営機構のような組織を提供したいとすることも考えられることという点を追記させていただいております。

続きまして、18ページ、(7)需要と費用の予測の部分でございます。①の具体的な検討課題の部分につきましては、前回の費用試算の部分を幾つかグラフあるいは表として提示させていただいております。②、③につきましては、おおむね骨子の部分と変わっていないのではないかと思います。

続きまして、20ページの(8)費用の負担のあり方の部分でございます。①具体的な検討課題、②は少し文章を補ったという形でございますが、②の課題に対する主な意見でございますが、21ページおめくりいただきまして、一番下のポツ、費用負担について、音声サービスの利用者による負担を中心に検討していくのがよいのではないかという点につきまして、前回のワーキングでのご意見を追記しているところでございます。

それから、③の実現に向けた基本的な方向性というところでございまして、次のページになりますが、例えば以下のような考え方があるということで、①のユニバーサルサービス交付金制度、現行の制度による負担金と、②電気通信事業者による負担、③ユニバー交付金制度と類似の制度というようなところを前回、事務局よりお示しさせていただきましたが、前回、ワーキングで③を中心にという点をもう少し明記してはいかがかというご意見があったことを踏まえて、次の部分にポツといたしまして、その上で、上記①から③までの選択肢については、実現可能性が高いものから検討していくことが適当であるというものを追記させていただいております。

続きまして、(9)のスケジュールでございます。こちらにつきましては、おおむね骨子、 前回、事務局より提示させていただいたものと大きな変更はないかと思います。

それから、めくっていただきまして24ページの音声認識技術等との関係というところにつきましても、これまでプレゼンテーションしていただきましたNTTドコモの「みえる電話」ですとか、事務局より紹介のありました「こえとら」のお話などの説明を書いた上で、②と、それから、次のページになりますが、25ページ③のあたりにつきましては、前回の骨子からおおむね変更はないというところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして26ページでございます。こちらからオペレーターに関する課題という形で、1つ項目を加えさせていただいております。まず(1)のオペレーターとなり得る通訳者の要件についてでございます。①の具体的な検討課題と

いうところで、現在の日本財団がモデルプロジェクトとして提供しているサービスにおいて、ガイドライン等を策定されていることや、実際のオペレーターの資格といいますか、そちらについての話が現状のベースで書いております。それから、現状、オペレーターの判断により、一部の内容についてはサービス提供をお断りする運用を行っているというようなお話もございましたので、このような部分を説明として書かせていただいております。②の課題に対する主な意見というところでございます。こちらにつきましては、前回、

26ページの一番最後のところでございますが、要約筆記については文字通訳において求められる技術とは異なるのではないかというご意見、また、通訳オペレーターの基準として、同等の資格や技能を有する者の確認方法を検討する必要があるのではないかというご意見が前回ございましたので、こちらを追記させていただいております。

1 枚おめくりいただきまして、2 7ページの③の実現に向けた基本的方向性というところにつきましては、おおむね骨子のとおりではないかと思います。

続きまして、27ページ、(2)のオペレーターとなり得る通訳者の養成と確保についてでございます。①の具体的な検討課題でございますが、こちらも現在、日本財団がモデルプロジェクトとして提供されているものを少し説明させていただいた上で、オペレーターの不足による応答率やサービスの悪化といった事態が生じないように、十分対応できるオペレーターを確保することが必要であると書かせていただいた上で、現状そのガイドラインで規定されているオペレーターの各資格につきましては、主に都道府県において要請が行われておりまして、こちらにご参加いただいております団体の方々等の試験等が実施されているという実態を記載させていただいております。

また、27ページの一番最後の「これらの者の状況については」というところで、実際にこれらの通訳士の方の平均年齢でございますとか、給与平均でございますとか、あるいは日本財団のモデルプロジェクトにおいて、サービス提供されている事業者の具体的な実態を、これまでのプレゼンテーションいただいた資料等から抜粋するような形で、説明として追記させていただいている次第でございます。

それから、28ページに移りまして、②の課題に対する主な意見でございますが、こちら一番下の2つの部分が前回のワーキング、第6回でご意見いただいたところでございまして、ろうあ連盟では、現在、電話リレーサービスの通訳者の養成について検討しているので、連携していきたいという部分。それから、通訳者の待遇改善は非常に重要な課題であるが、電話リレーサービスにおける通訳者に限った課題ではないので、別途、議論、検

討が必要であるというご意見があったかと思いますので、そちらを追記してございます。 28ページ、③につきましては、おおむね骨子のとおりと思います。

続きまして、2枚おめくりいただきまして30ページでございます。その他の課題というところでございますが、(1)周知広報・認知度向上のあり方でございます。こちらはおおむね骨子のところから大きくは変わっていないかと思います。

1枚おめくりいただきまして、31ページの(2)の実現に必要となる制度整備につきましても、おおむね前回と変わっていないのではないかと思います。

最後、おめくりいただきまして32ページが「終わりに」という締めの形になっております。

まず、本報告書は、公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けた基本的な 方向性について取りまとめたものであるとした上で、本報告書の方向性を踏まえて、より 具体的で専門的あるいは実務的な検討を進める必要がある課題も多いが、国においては、 基本的な事項に関する議論も早急に進めつつ、専門的、実務的な検討結果も踏まえて、制 度整備についても検討を進めることが求められるとしております。また、将来的には電話 リレーサービスに情報通信技術を取り入れて、サービスをより高度化していくことも期待 されるとしております。

また、今後その時々で本報告書では十分検討し切れていない課題が出てくることも考えられますが、そうした場合には、本報告書でまとめた基本的な考え方を踏まえて検討が行われることが期待されるとさせていただいております。

また、本報告書は、言うまでもなく、取りまとめ時点の利用者ニーズ、技術、制度などを前提としたものでございますので、将来の変化をサービスに反映することを否定するものではないということも付記させていただいております。その上で、本ワーキングとしては、公共インフラとしての電話リレーサービスが可能なものから段階的に実現し、利用者視点に立って改善を重ねながら、よりよいサービスが安定的・継続的に提供され、多くの国民が利用し、国民生活がより便利で豊かなものになることを期待するものであるという形で締めくくらせていただいてございます。

そのほか、参考資料といたしまして、33ページから35ページ、まず本ワーキンググループの開催要綱、それから、構成員の方々の名簿、さらに、これまでの開催状況について参考資料として入れさせていただいた上で、今、お手元には別とじになっているかもしれませんが、これまでに補助的に使いました資料等をパワーポイントの参考資料のような

形で、この報告書にもつけるような形でございます。中身については、これまでに一度、 見ていただいたものに加えまして、少し前回、緊急通報受理機関の方々からプレゼンテー ションしていただいた資料等を若干編集して、追記しているところがございますが、それ 以外はおおむね、皆様方、一度ごらんになっているところかと思いますので、説明は割愛 させていただきます。

以上で事務局の説明とさせていただきます。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

本日はこの報告書案をご議論いただくわけですけれども、これまでの検討の節目でもありますので、構成員及びオブザーバーの皆様に一言ずつコメントをいただければと思います。質問でも、全体の感想でも結構です。私のほうから順番に声をおかけしますので、よろしくお願いいたします。この資料に関してご発言いただく場合は、資料のどのページについて話しているかをわかるようにしていただきたいと思います。

それでは、順番にいきますけど、三尾構成員が所用で途中で退席すると伺っております ので、最初にお願いいたします。

【三尾構成員】 三尾でございます。本日は途中で退席をいたしますので、先に意見のほうを述べさせていただきたいと思います。

何回かこの会議に参加させていただきまして、ほんとうに結構丁寧な議論をいろいろな 立場の方からご意見をお伺いすることができまして、私としても非常によかったというふ うに思います。ありがとうございます。

私の感想なんですけれども、今回まとまりました報告書案なんですが、やはり32ページの「終わりに」に書いてある内容が非常に印象的であると思います。

何点かあるんですけれども、まず、電話リレーサービスを公共インフラとして位置づけたということが、やはり非常に大きな点ではないかと思います。難聴者の方々に対する通信手段として、公共のインフラであるということを電話リレーサービスが必須であるということは、非常に大きな意義があったかなと考えております。そこを前提といたしまして、順次できるところから早急にといったような体制づくりも非常によかったかなと考えておりますし、さらには、今回、検討の対象から高齢者の難聴者は外れたんですけれども、実は私の父もほとんど耳が聞こえなくなってしまいまして、ひとり暮らしをしているものですから、通信手段としての電話というものは非常に大事だなというのを痛感するところがございます。

今回の電話リレーサービスをもう少し拡大できれば拡大をして、技術革新の進展なども 取り入れながら、高齢者に対しても対象を広げていければ、もっと皆さん、多分助かるん じゃないかなというふうに考える次第です。

これから段階的に実現していくことになるんですけれども、少しずつではありますが、いい制度ができるということを確信しております。本日はどうもありがとうございました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、加納副主査、お願いいたします。

【加納主査代理】 この報告書は、これまでの多岐にわたったさまざまな議論を大変よくまとめていただいて、感謝しております。

それで2点ほどあるんですが、1点は「はじめに」のところです。2ページの第3段落目に、今、三尾先生もリファーしたところですが、「こうした中、公共インフラとしての電話リレーサービスを実現する社会的な要請を踏まえ」とあるんですが、この社会的な要請が具体的に、今日も参考資料の26、27、28ページで配られております障害者基本法と、それに基づく障害者基本計画及び障害者差別解消法の精神と目的にのっとったものであるということを、具体的な社会的要請がこういう法律の形であるわけですから、明記していただきたいと思います。

また、今日も配られております電気通信事業法の第6条でも、電気通信事業者は、電気 通信役務の提供について、不当な差別的取り扱いをしてはならないということが書いてあ りますから、その精神と目的に沿ったものであることも書き加えてはいかがかと提案いた します。

それから、2点目は、22ページの費用負担の原則に関する具体的なものですが、私は前回は③の音声サービスの利用者による負担、ユニバーサルサービス交付金制度と類似の制度を基本とすべきであると述べました。この点は意見として入っているんですが、ここに書かれたとおり、私はこの方法は景気の動向や電気通信事業者の業績に影響されないために、長期的に安定した財源なので、これを中心に据える書きぶりにできないかと申しました。今回は、ある程度それが反映されていますので、その上でやはり②の電気通信事業者による負担も考慮すべきだという意見を申し上げさせていただきます。

22ページの②の一番最後のところに、「電気通信事業者に負担を求めることとの関係性 に留意する必要がある」と書かれておりますが、ちょっとネガティブに聞こえるんですが、 今日の障害者基本法のここにあります第22条3項において、「電気通信及び放送そのほか の情報の提供に係る役務の提供を行う事業者は」と書いてあるんです。事業者は、当該役務の提供に当たっては、障害者の利用の便宜を図るように努めなければならないとあることや、障害者差別解消法の第1条及び第5条において、「障害者の差別解消は行政機関等及び事業者」と書いてあって、事業者の義務とされていることから、事業者にも障害者の差別解消について、不当な差別的取り扱いの禁止が努力義務ではなくて、法的義務とされていることを考慮に入れなければいけないと思います。それは今日の参考資料の27ページに、不当な差別的取り扱いの禁止は法的義務。国及び地方公共団体等及び事業者の法的義務とされているわけです。この義務を既に鉄道事業者は駅のエレベーターやエスカレーターの設置、さらに最近はホームへの安全柵の設置という形で対応しています。このための投資が事業者だけの資金によるものか、そのほかの方法によっても賄われているかなどは、ぜひ前例として総務省さんのほうでもお調べいただいて、参考にしていただきたいと思います。

また、放送事業者は、障害者対策として字幕の表示などを行っていますが、このための 資金もどのようになっているのかも参考にしていただけたらと思います。

ということで、結論として私が言いたいのは、費用負担については③の音声サービスの利用者による負担という、個人による薄く広い負担により長期的かつ安定的な財源の確保をした上で、個人だけでなく法人にも応分の負担をお願いするのが障害者基本法や障害者差別解消法の起点にのっとっていると考えます。

つまり、この22ページに書いてある②の事業者による負担も考慮に入れなければいけないのではないかということです。この場合、②に例えば売上高に定率を掛けた金額を徴収すると書いてあるんですが、私はこれよりは収益、つまり利益高に定率を掛けた金額を徴収するというほうが現実的ではないかということを申し添えたいと思います。そうしないと、ユニバーサルサービス料金の場合と同じように、消費者団体の理解が得にくいんじゃないかということを私も危惧いたします。

以上です。ありがとうございました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、次に西角構成員、お願いいたします。

【西角構成員】 西角でございます。報告書のほう、わかりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。今後、このサービスを具体化、それから、運用体制の確立等、着実に進めていただければと思っております。

報告書の中身ですが、修正意見ということではなく、あくまでコメントということで、30ページ目以降に周知広報とか認知度向上のあり方ということでまとめていただいているかと思います。こちら主にサービスの利用促進についての方向性だと思いますが、それだけではなく、このサービスの受益者である国民全体の関心を高めるといったことも大事かなと思っております。それは、このサービスの意義というものが当然、聞こえない方にとっての意義というものもあるわけですが、社会全体にとっても非常にいいことが起きるでしょうと。それは例えば聞こえない方の就労機会の拡大とか、いろいろなものがあると思いますが、そういったものについても世の中に広く知らしめて、国民の理解とか、あるいは共感のようなものを得ていくことが大事なんじゃないかなというふうに思っております。

ですので、そういう意味で今回、せっかくこの電話リレーサービスを公的インフラにするということでございますので、これが実際に動き出した後には、例えばモニタリングレポートを出すみたいな形で、サービスの社会的な意義について、広く国民に情報公開していくことを期待したいと思っております。

以上でございます。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、近藤構成員、お願いいたします。

【近藤構成員】 近藤でございます。26ページに先だっての意見を反映させていただきまして、どうもありがとうございます。また、基本的には三尾先生がおっしゃったように、公共インフラという位置づけというのは非常に、これまで聴覚障害者の福祉にかかわってきた者としては大きな功業といいますか、そういう到達だと思って大変喜んでおります。

その中で2点ほどコメントだけさせていただきます。1つは、28ページの②の課題に対する主な意見のところに、魅力ある新しい職種として「オペレーター」を確立し云々というところがあるんですが、これまでこの報告書にも若干触れられておりますけれども、手話通訳士にしても、手話通訳者にしても、福祉サイドで養成をしてきたという流れからすると、この新しいオペレーター業務というものが社会的に確立していくということは、非常に大きな意味もありますし、また、逆に今、行われている養成課程等々の中で、少なからず影響が出てくるだろうと。というのは、業務の内容が対人場面で行われている業務と、電話を中心として行われている業務では、随分と違いがあるように思っているわけで

す。その点を今後、どういうふうにこれまでの積み上げの中で、中を踏まえた上で、新しい展開に持っていくのかということが1つ課題としてあるのかなと私は感じています。

2つ目には、同じようなところなんですけれども、事業所の基準といいますか、27ページの③のところですが、一定の要件に適合することを確認する必要があると書かれておりますけれども、実は先ほど言ったように、もともと対人の翻訳業務というのは非常に精神的にも過重なものがあって、これまで我々の中では例えば20分交代の問題ですとか、いろいろなことを積み上げてきた経過があるんですけれども、電話という特殊なツールの中で翻訳していく行為というのは、それにも増して精神的なストレスだとか過重労働が懸念されます。そういう意味では、それらを雇用して業務を行う事業所については、一定の基準というものを、透明性を高めていく必要があるのではないかというふうに考えます。そのことが、ひいては事業の安定性、継続性というものにつながっていくと考えますので、そこは今後、検討の大きな課題ということではなかろうかと思っております。

最後に、この新しい事業がスタートするに当たって、ろうあ連盟さんもそういう課題を 今、提案されておりますけれども、利用する側の当事者、聴覚障害者自身がこれをうまく 使いこなして社会参加だとか、社会進出のツールとするという点では、使いこなすための 主体の力量を上げていかないといけないという課題が私はあると思うので、そこは我々も 何らかの形でまた参画をしていきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、小椋構成員、よろしくお願いいたします。

【小椋構成員】 小椋です。これまでまとめていただいた基本的な考え方につきましては、我々、全日本ろうあ連盟としても、考え方が近いものと言えます。

さて、今後、法改正があると思いますが、このワーキンググループの議論が終わって、 次の段階として情報通信技術委員会のようなものでの審議があると思っております。そう いう場できちんとした実際に実現に向けての議論を求めたいと思っているところです。

そして、もう一つ、日本財団電話リレーサービスのモデル事業は2021、3月までで終了すると伺っております。それまでに総務省でこの仕組みをきちんと整えていただき、 事業が円滑に引き継げるような体制づくりをしていただきたいと思っています。

最後に、繰り返し申し上げていることですが、一般の電話利用料と同等なという書き方があります。聞こえる方と同じような利用料を考え確認をしましたが、そのとおり実現で

きるように進めていただきたい。

長い間、ほんとうにありがとうございました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、井上構成員、よろしくお願いいたします。

【井上構成員】 筑波技術大学、井上でございます。まず初めに、これほど短期間の間に非常にうまく報告書を取りまとめていただいたことに対し、敬意を表したいと思っております。

内容的に見ましても、I TU-Tの標準化勧告の内容にかなったものであり、Functional equivalenceという一般の方々が利用する音声電話サービスの機能的等価性というものを十分に配慮していただいた内容となっております。聴覚障害を持つ当事者の立場として、また、電話リレーサービスに長い間、研究者としてかかわってきた私の立場から見ましても、この内容はいわゆる満額回答に相当するものではないかと考えております。

その上で、幾つかコメントを述べさせていただきます。まず1点目、20ページの(8)、 費用負担の考え方についてですが、先ほど加納先生からも同じようなご発言があったと思いますが、私もやはり③、現在のユニバーサルサービスと同じような考え方で、全ての人々が利用するという観点から、応分に利用するという新しい、そういう考え方を取り入れると。これは非常にいいかなと思っております。

やはり電話リレーサービスというものは、聞こえない人のためだけのみならず、例えば聞こえる人から聞こえない人に電話をするというケースもありますし、また、今、聞こえる方の場合であっても、例えば一時的あるいは恒久的に聴覚障害者になる可能性もあります。また、将来、高齢社会の中で聴力が落ち、聞こえなくなる方もいます。そういう意味で、電話リレーサービスは聴覚障害者のためだけではなく、電話を使う全ての人たちのためにあると言えます。そういう意味で、③のような全ての方々から負担していただくという考え方は、かなっていると思います。

また、それ以外にも、やはり電気通信事業法6条、7条に記述があるように、事業者としてはサービスを提供するに当たり、不当な差別をしてはならないという規定があります。そのために適切な対応を求めているわけです。そういうことも踏まえた上で、事業者に対してもやはりある程度の負担を求める必要があるのではないかと考えております。そういう意味で、先ほど加納先生のご発言がありましたように、②の方法、③の方法の併用というものを軸に、安心して継続したサービス提供をするという体制をつくっていただければ

と考えております。

また、先ほど小椋さんからのご発言もありましたが、今後の進め方につきましては、やはり緊急通報も含めて24時間365日体制でサービスが実現できるということを早急に進めていただきたい。そのときに、やはり先ほどご発言がありましたが、日本財団の今、1万人の利用者がいるという実績を1つの財産、資産としてうまく今後に活用していただきたい。2021年3月で現在の日本財団のサービスを終了するという話を聞いております。その後、スムーズに利用が継続できるような体制を、当事者の有識者も含めた形で検討体制を確立していただきたいと考えております。よろしくお願いします。

最後になりますが、個人的なコメントです。私の思いというものを少し述べさせていた だけますでしょうか。

「私には夢がある」という言葉があります。これは黒人の差別解消のための運動に取り組んでこられたキング牧師の言葉でもあります。1963年の演説の中での1フレーズ、非常に有名な言葉となっております。我々聴覚障害者は、電話リレーサービスを使うということで、さまざまな世界に自信を持ってかかわる機会になってくる。我々は電話が使えないということで、命にかかわることもあります。ですから、電話リレーサービスを公的サービスとすることで、我々聴覚障害者にとって、いろいろな制約や束縛から解放されるという時代が来ます。そういう意味で、電話リレーサービスは多くの聞こえない人にとっても、ぜひ実現していただきたい夢でもあります。

先ほど「私には夢がある」という有名な言葉の最後に、キング牧師のご発言は何かと申しますと、「ようやく自由になることができた。やっと自由になった。全能なる神よ、感謝します。とうとう私たちは自由になった」という言葉があります。「とうとう我々は自由になった」と言える、そういう日が1日でも早く実現できるよう願っております。ありがとうございました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、石井靖乃構成員、よろしくお願いします。

【石井(靖)構成員】 日本財団の石井です。2013年9月から制度化を目指してモデルプロジェクトをやってまいりまして、このワーキンググループでとてもよい方向に話をまとめてくださったことに、関係の全ての方に感謝申し上げたいと思います。安定的、継続的、そして聞こえる方、聞こえない方双方向、それから、24時間365日が目指すべき方向であるということが、きちんと明記されていまして、内容的にとてもすばらしい

ものだと思っております。

今後の課題として2つだけ申し上げたいと思うのが、1つは福祉の枠組みで地域生活支援事業というものがありまして、そこに意思疎通支援事業というものがあって、地域においては通訳者が派遣されたりしているのが今のシステムなんですけれども、そういう福祉での支援の中でも、電話を使う場面というのがあるというふうに私は理解しております。

一方で、通信の課題として国民誰もが使えるべき電話のバリアフリー化という課題がございまして、これが主にこのワーキンググループで話し合われてきたことなのだと理解をしております。最初に申し上げた福祉での取り組みの中での電話を使う場面というのと、基本的に電話サービスそのものがバリアフリー化されるというのは、似ているようで、実は質的に異なるものだと理解しておりまして、人の面でも、費用負担の面でも、これらを整理していく必要も課題として残っているのではないかなと考えております。

それから、もう一つは、もう何度も申し上げてきたことなんですけれども、緊急通報は 今でもかかってきているかもしれませんので、たとえ電話として完全でなかったとしても、 一日も早く手話で通報できる体制を構築していただければと願っております。 以上です。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。 それでは、山本構成員、よろしくお願いします。

【山本構成員】 電気通信事業者協会の山本でございます。有木前委員の後任ということで、今回初めて参加をさせていただきまして、この場での議論を聞かせていただくのは初めてでございますけれども、これまでの資料等もある程度拝見してまいりました。そして、今日説明がありました報告書ですけれども、ほかの委員の方もおっしゃいますように、本当に短期間に議論を重ねて、多岐にわたる内容について取りまとめられましたことについては、酒井座長をはじめ、皆様方の大変なご尽力があったということに、敬意を表したいと思う次第でございます。

その上で、少し思ったことも申し上げますと、今、井上委員からも自分の思いということもお話がありました。この電話リレーサービスのあり方について、いろいろ改善、充実を図っていくこと、それが広い意味でICT、情報通信サービスがあらゆる人のために使われるものになるというのは、情報通信政策としても大変重要な課題ということで、総務省でご検討いただいているかと思います。ただ、今回のこの場での議論をまとめた報告書を見ますと、短期間の検討ですので結論的なものにまで至っているというより、どちらか

というと論点整理的な取りまとめになっておりまして、前々回あたりからの論点整理を深く記述していただいているのですけれども、論点が縦割りに並んでいるような印象がどうも強く感じられまして、それぞれの論点の横の関係が見えにくいなという気がしております。

もう少し具体的に申し上げますと、この検討は電話リレーサービスの改善、充実というところが一番の出発点だと思いますけれども、そういう意味では、やはり障害者の方を中心とする利用者が使いやすいサービスにするためにはどのようにしたらいいのかというサービスの内容とかあり方がまず最初にあって、その上で実施主体をどうするかとか、利用者の料金を含め、負担をどうするかとかいうことがその次に出てくるような流れではないかと、もちろん通訳者の問題とか、いろいろな問題がございますけれども、それらが並列的に並んでいるような印象がどうもございまして、少しわかりにくいなという思いがございます。

そういう意味で申し上げますと、サービスの主体に関しては、電話リレーサービスを今実施されている主体があり、さらに日本財団さんがいろいろと支援されている中で、その充実策がどうあるべきかと。これは前々回に、前任の有木が申し上げたこととも重なりますけれども、そういうことの検討がやはりまずあって、その上で電気通信事業者としてどのようにかかわっていくか、あるいは電気通信サービスとしてどのように位置づけていくかということになるのではないかという感じがしております。もちろん電気通信事業者自身も、先ほど加納先生はじめ委員の方々からお話がありましたように、差別的取扱いをしてはならないとか、障害者のために努力するとかいろいろございますので、今やっている取り組み、あるいはこれからやろうとしていること、また、今後さらに技術開発を含めていろいろと進めていかなければいけないことなど、やるべきことは多々あると思いますので、やはりそれはそれでやっていくことになりますが、一方で、本当は今の電話リレーサービスをどのように発展させていくのかということを検討していくことがさらに必要ではないかという気がいたします。

また、費用負担に関して、ユニバーサルサービス的な負担がいいのか、事業者の負担がいいのかということも対立的な観念ではなくて、やはりサービスの内容、あるいは実施主体がある程度見えてくる中で、そういう議論ができるのではないかと思いますので、そういうことを含めてまた引き続き必要な場で検討していくことと思われますので、そういうところでさらなる検討をしていくことが必要かと思う次第でございます。

この場での検討が発端となって、電話リレーサービスをよりよいものにしていくという ことに、さらにいろいろな形で議論が深まる、あるいは広がっていくことに寄与すること を願うものであります。

以上です。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、石井夏生利構成員、お願いいたします。

【石井(夏)構成員】 中央大学の石井です。発言の機会をいただきまして、ありがと うございます。私のほうから2点意見を述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、技術変化に対応できる柔軟な仕組みを検討するという視点の重要性を強調しておきたいと思います。情報通信技術の発展は目覚ましいものがありまして、その点は周知のとおりかと思います。電話を取り巻く利用環境も、特に固定電話については、変化していくことが予想されるわけです。そのような中で、例えば、24ページあたりに「みえる電話」ですとか、「こえとら」のサービス、AI、最新技術を使ったサービスの提供が紹介されておりまして、こうした技術発展に伴って電話のあり方が変容していくことに留意した、実践的な検討を進めていただきたいと考えております。

「みえる電話」や「こえとら」は電話リレーサービスとは違うというご指摘もあるところではありますが、こうしたサービスがますます展開していくことによって、サービスを提供する側も、受け入れる側もいずれは幸福になってくると。実質的に健常者と同等のサービスが提供できるのであれば、そのほうが望ましいのではないかという視点も重要だと考える次第であります。

2点目は、費用負担のあり方についていろいろなご意見が出ているところについて意見を述べたいと思います。事務局に書いていただいた22ページの記載が全てを物語っているかと思いますが、前回もあまりこれというふうに決めつけないほうがいいという座長のご指摘もあったとおりで、①、②、③のとどれがいいという話は現時点では回避すべきと考えております。

①に関しましては、ユニバーサルサービスの制度が地域間格差のない電話サービスの提供を確保する仕組みであるのに対して、利用者間格差を解消するための電話リレーサービスの提供とは目的が違うというところが課題としてあります。②に関しては、電話リレーサービスは、電気通信事業法上、電気通信役務に該当しないというように整理されていますので、電気通信事業者に相応の負担を求める法的な根拠は乏しいのではないかと考える

ところであります。障害者差別解消法のお話もありましたけれども、障害を理由とする差別等の禁止については、正当な理由なくサービスを拒否するような場合に適用されるものですし、合理的な配慮に関しても、障害の特性に応じた配慮を行うということが内容となっていますので、事業者が費用を負担しなければ障害者差別解消法の趣旨に反するのかというと、そういうことでもないだろうと考えるわけです。そのようなことで、この点に関しては立法作業を要する重要な部分になってきますので、国に検討を委ねるのが望ましいと考えます。

以上です。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、石原構成員、よろしくお願いします。

【石原構成員】 聴力障害者情報文化センターの石原です。

私のほうからは、26ページ以降のオペレーターについての記述の部分を中心に意見を 述べたいと思います。

まず、26ページの(1)の①具体的な検討課題の2つ目の段落、「また、オペレーターの判断により」というところです。オペレーターの判断により、一部の内容についてはサービス提供をお断りする運用を行っていると。この発言は、多分京都の近藤さんから、聴言センターでの実践例としてのお話だったと思うんです。ただ、ほかの事業所さんの発言は、この辺についてはそのまま通訳をしているという発言がたしかあったように思いまして、1つの争点になっていたんではないかと思います。つまり、福祉的な観点から行うサービスなのか、あくまでも電話、通信事業のサービスとして冷静に行うサービスなのかというところの観点による違いではなかったかということが1つ。

それから、もう一つ、この本文ではオペレーターの判断によりとありますが、たしかこれも、京都の近藤さんのご発言では事業所の判断であったように私は記憶しているんです。 そうなると、この2行はかなり実態と違ってきますので、この記述をどうするか、もう一度再考するべきではないかと思います。

いずれにしても、そうした特殊性を帯びたこのオペレーター養成と確保というのは、今後重要になるだろうと。この報告書の18ページの将来の予測を見ても、10年後には4万人から12万人に利用者が膨れ上がるという予測が出ております。現在、1万人に対して何名の手話通訳者が実際に6つないし8つの事業所で働いているのか、ちょっと詳細を私は把握していないのですが、例えばこの報告書の28ページの上のほうに、多分これは

シュアールかなと思って読んでいるんですが、シュアールのコールセンターは東京と静岡 に拠点があって、一番上の行、通訳士フルタイム4名、パートタイム5名を配置している と、2カ所で9名と考えるのかと思いますが、2カ所で9名で、事業所が今、全国展開しているのは8から10と考えた場合に、およそ10掛ける10で100人ぐらいの通訳者 が機能している、働いていると考えた場合に、今後10年で4万人、12万人というふうに、4倍、12倍と膨れ上がってくる利用者に対応するためには、相当速いピッチで通訳者を確保しなければならないという課題が鮮明になっているんだと思うんです。それについて打つ手が書かれていないのが、この報告書の大きな特徴だと思います。

通訳士の数が必要になるだろう、あるいは不足しているという実態は書かれておりまして、しかも非常に専門領域が深く、特殊な手話通訳、つまりオペレーター業務になるというものについて、先ほどの近藤さんの発言のように、精神的な面での負担もかなり大きなものになるだろうという予測も一報されている。となると、これをどういう計画で、どのようなところが養成し、確保していくのかということにもう少し具体的に踏み込まれていいんではないかと思っています。

ちなみに、私どもの法人では、今年度から国と地方自治体との協働で手話通訳士合格者のフォローアップ研修講座を立ち上げることになりました。現在51名の者たちの申し込みがあって、試験的に3カ月、毎月1回20名ぐらいずつの講座を開いて実績を積んでいくことになっています。あるいは京都の近藤さんのところの全国手話研修センターのほうでも、手話通訳士の現任研修というものを国の委託事業で行っています。そうしたところをうまく活用して、オペレーターの養成を今日、明日からでも始めないと、10年後の4倍、それから、10倍に膨れ上がった利用者に対応するオペレーターの養成、確保は不可能だと思います。

そして、27ページ(2)の表題についても気になっているんですが、オペレーターとなり得る通訳者の養成と確保について、これはこのとおりなんですけれども、もう少しはっきりと待遇についてということでテーマを設けていただくと、課題がはっきりすると思います。28ページの一番上のフルタイム4名、正社員の給料は月額20万円以上で、1万8,000円の資格手当を支給している、おそらく手話通訳士資格に合格すると1万8,000円が加わるということだと思うんですけれども、これで十分なのかどうか、9名のうち正社員が4名しかいないということもどうなのかというところの議論を煮詰めておかないと、今後若い通訳士たちがこの仕事に関心を持って目標にしていこうというところに

は、はるか遠いものになってしまうような気がします。

それから、私の発言で、本人確認の云々というところがどこかに書かれていたと思うんですけれども、ちょっとページが……、10ページの一番最後のところに、電話リレーサービスにおける本人確認は、現状では一律に云々ということが書かれております。このとおりであろうと思いますし、現在の音声通話による本人確認の甘さ、そちらのほうが問題であって、それに準じて、電話リレーサービスだから音声通話と同じレベルで本人確認をしろというふうに、私、たしか初回の会議で申し上げたような気がするんですが、実は本人確認の甘さが電話通信事業全体の中に基本的にあって、間違いなく私ですと、名前を言って、生年月日を言って、住所をすらすらと言うと、それだけで本人確認が済んでしまうというところの基本的な課題が手をつけられないまま蔓延していて、そこに電話リレーサービスがあるのかということに、現時点では私もやっと気がついた次第です。ただ、電話リレーサービスが公共インフラとしてこれから進んでいこうというときに、少なくとも一律に結論づけることは適当ではないという結論ではなくて、もう少し丁寧なサービスの1つとして掲げておくべきではなかったかなと思います。

以上です。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

次、お願いしますが、今の点等の事実確認については、事務局のほうで後でよろしくお 願いします。

じゃ、今井構成員、よろしくお願いいたします。

【今井構成員】 情報通信ネットワーク産業協会の今井でございます。

情報通信機器のメーカーを中心とする団体でございます。電話リレーという点では、通信事業者さんのサービス、事業等を通じて、通信機器、あるいはソフトウエアの開発、供給という点で貢献していければと考えているところでございます。

一方で、少し技術のお話になりますけれども、皆様ご承知のように、昨今、特に情報通信の世界において日進月歩で技術が進歩しているという状況にあるかと思います。そういう中で、本ワーキンググループの中においても、NTTドコモさんの「みえる電話」などが紹介されました。もちろんこのようなサービスが、現状ではITU-T等が規定する電話リレーサービスに該当しないということは、非常に重要な点ではありますけれども、こういったものが日進月歩の世界の中でどんどん使いよくなっていく可能性もあるということも事実だろうと思います。

先般出席した情報通信アクセス協議会でも、こういった日本の技術を海外に紹介したところ、一定の評価を得たという報告もございました。過去も、また、将来もそうですけれども、新しい技術をフォローしていくことは極めて重要です。そうでないと、いつの間にか日本が海外におくれていたということすら起こりかねない状況があったし、今後もそういうことがないようにしていかなければいけないと思います。当産業協会としては、新たな技術のフォローについてもよろしくお願いしたいと存じます。

以上です。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続いて川森構成員、よろしくお願いします。

【川森構成員】 ありがとうございます。慶應義塾大学の川森です。まず、大変よくまとまった資料になっておりまして、すばらしい内容になっているんじゃないかと私も考えております。幾つかコメントとお願いなどがあります。

まず最初、22ページのところです。少し話題になりましたけれども、たまたま私も今月ITUへ行っておりまして、そこでアクセシビリティーとか、あと、放送系のところの会議なんかにも参加していたんですけれども、NHKさんもいたりして、ちょうど放送と通信両方の話をしてきたんですが、リレーサービスに関しましては、去年スイスで1月1日からビデオリレーサービスが始まりまして、ヨーロッパ、カナダを含めた北アメリカではちょうどビデオリレーサービスが始まるという流れになってきているんですけれども、そのときのお金についてなんですけれども、カナダはご存じのように国の基金をつくって、そこに電話会社さんがお金を入れるという形でやっていて、スイスの場合も形としては電話会社、スイスコムが払っているという形になっているらしいんです。オレンジ、フランスもやっぱり去年始めたんですけれども、そこもやはり電話会社が責任を持ってやりますという形になっていまして、今の先進国の流れでは、形の上ではですけれども、やはり電話会社が責任を持って、障害者対策、人権対策、国民に対するサービスとしてやりますというふうになっている流れなのかなとITUでは感じました。

ということで、この②の形をとるというのも、実質的にはもしかすると③に近い形になるのかもしれないんですけれども、少なくとも見える形では②というふうにしておくのが、電話会社さんにとっても、皆さんにとっても、消費者団体の方にとっても受け入れやすい形なのかな、それで海外ではそういう形になったのかなということを感じました。

ついでなんですけれども、来年は2020年で東京オリンピックが話題になっているん

ですけれども、実は国連の障害者権利条約の日本のシャドーレポートというのがなされるのも来年なんです。2020年は、日本が権利条約を批准して、2016年4月に障害者差別解消法が施行されてから結構な時間がたっているので、どれぐらい障害者対策ができているかというのが審査される年です。その条約の中の9条というのが、まさに電気通信に対するアクセシビリティーという条約になっておりまして、電話リレーサービスを代表とする、聴覚に障害のある方たちがインクルーシブに社会に参加できるために必要な電話リレーサービスが実施されているかどうかというのが1つの試金石になるのかなと思っております。そういう意味でも、今日、こういう報告書が出てきて一歩進むというのは、非常にすばらしいことなんじゃないかなと考えております。ですので、先ほど井上先生が③と②という形でおっしゃられましたけれども、私も実質的にはそういうことになるんだと思いますが、形の上では②としておいたほうが格好いいかなということでございます。ただ、結論としては、いろいろな検討のうち、法律とかいろいろありますでしょうから、その辺はお任せするということでよろしいかと思います。

あと、25ページのところに、私も発言させていただいたんですけれども、先ほど技術 の話がありましたが、私もAIの研究者でしたので、人工知能とか音声認識もやっており ましたので、背景はある程度よく知っておりますが、ちょうど先週、ワシントンD.C.で、 M-Enablingといって、アメリカの障害者向けのコンファレンスがありまして、これはFC Cという総務省に当たるところの代表者が来て参加するという、かなり政府と一緒にやっ ているイベントなんですけれども、そこでセミナーがありまして、それが人工知能を使っ たリレーサービス、まさに応用という議論で、前回お話ししましたように、FCCでも音 声認識を使った文字起こしが自動にできないかということで検討しているんですけれども、 その場ではIBMのWatsonのチームが出ていまして、正直なところ、まだサービスとして はちょっと難しいと。それは考えてみれば非常にわかるんですけれども、電話の場合はど こから来るかわからないので、例えばアメリカですと、南部のなまりのすごいところのバ ーか何かでお酒を飲んでいる人が電話をかけてきたりするのをWatsonでやっても、音声認 識はまず無理であると。そういうのを文字にしなきゃいけないというのは現実的に不可能 だということが言われまして、実際にそれを提供しようとしている会社もアメリカにはあ るんですけれども、やはり全自動でリレーサービスに使うというのは、現状では難しいと いう報告がありました。

英語というのは世界で最も使われている言語の1つですし、今はもうグーグルの音声認

識というのは、インドのアクセントとか、ニュージーランドのアクセントとか、シンガポール人の英語のアクセントとかいうのは全部仕分けることができるぐらいになっています。ですので、音声認識については、多分日本語の音声認識よりはかなり進んでいるというのは、経済状況なんかを考えると絶対そうだろうと思うんですけれども、その英語でさえまだ難しいということを考えますと、漢字変換もやらなきゃいけない日本語というのは、音声を認識するだけじゃなくて、言語処理も一緒にやらなきゃいけないので、これはほんとに難しいと思うんです。ですので、ここを全自動でやるというのはまだもうちょっと待ったほうがいいと私は思っております。

その一方で、この基本的な方向性のところに健聴者通話リスピークの自動下書きということを書いていただいておりまして、これは非常にいいと思います。特に文字を書き起こすというのが、日本ではまだまだ字幕をつける会議が少ないので、なかなか難しいです。海外では、今、文字起こしはほとんどがリスピークで行われています。ですので、ぜひリスピークの技術をどんどん向上していっていただいて、文字通訳だけじゃなくて、字幕の生成などにも役立てていただけるとありがたいと思います。

また、同時に逆もあるんです。文字から自動的に読み上げるTTSという技術があります。最近はこの技術も大変よくなっていまして、ほんとに人間が話しているかのように聞こえる人工合成音があります。ですので、TTS技術と、それから、リスピークを応用した文字通訳、文字リレーサービスというものをぜひ推進していただいて、オペレーターのストレスの軽減などに役立てていただけると大変よろしいんじゃないかと思います。

その次の、一番最後のところなんですけれども、そういう意味で、研究開発というのは 非常に重要ですので、音声認識等の技術開発をぜひ進めていただきたいんですが、私のほ うで一番最初に申し上げましたように、実は日本の今のウエブベースの電話リレーサービ スというのは、やはり世界の中でもかなり早い進歩的なモデルになっています。アメリカ は、逆に言うとずっと昔からのレガシーがありますから、どうしても議論もまだ古いとこ ろをやっているんですけれども、そういう意味では、今、我々は非常にあっという間にぽ ーんと技術的に最初のところに来られる可能性がありますので、ぜひこれを海外にジャパ ンモデルとして推進していただきたいと思うと同時に、技術開発及び標準化ということを どこかに入れておいていただけるとありがたいと思います。

それから、あともう一つ、最後ですけれども、28ページの、先ほど通訳者の養成についてのお話がありましたけれども、日本では電話リレーサービスがまだ制度化されていな

いこともありまして、通訳という形の人たちが、今、電話リレーサービスオペレーターとして働いているのがほとんどですけれども、欧米の場合には、既に電話リレーサービスオペレーターという職業が存在していますので、そのための訓練カリキュラムや、どういったことが重要なのかとか、要求条件などが、今、ITUの勧告の中に含まれております。ですので、ぜひそれを参考にしていただいて、海外の事例などを参考に、コミュニケーションシステムのインフラの一部としての電話リレーサービスオペレーターという技術の養成などにも役立てていただけるとありがたいと思います。

私からは以上です。どうもありがとうございます。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、藤沢構成員、よろしくお願いいたします。

【藤沢構成員】 RCFの藤沢でございます。まず今回、電話リレーサービスが公的インフラとして明確に位置づけられる方向になった、極めて画期的な報告書になったと思っております。構成員の皆様と、厚生労働省、総務省の皆様に敬意を表したいと思います。その上で3点コメントを申し上げます。

まず1点目が、電話リレーサービスを導入するという方向になり、一刻も早い対応が必要になってくるかと思いますので、工程表を含めて今後、進捗のほうを整理していただきたいと思っております。

2点目として、今、構成員の皆様からお話が挙がっておりますが、オペレーターの育成 や、待遇の問題、あるいはその費用に関する試算が十分でない点について、そういった具 体的なアクションが必要な段階になってくるかと思いますので、こちらは厚生労働省、総 務省の皆様と連携の上で迅速な検討を進めていただきたいと感じております。

最後に3点目としては、どうしても実行してみないと、どの程度のニーズが出てくるのか分からないことや、構成員の皆様からもコメントがありましたが、今後の技術進展もありますので、制度自体を一定の期間で見直していかないといけないと感じております。例えば介護報酬であれば3年に1度改定しますし、介護制度そのものも5年で改定されるように、今回まずスタートするにしても、何らかどういった期間で検討を重ねていくのかということも、今後必要になってくるかと考えております。

以上になります。長期間ありがとうございました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、小竹様、よろしくお願いいたします。

我々のほうは、日本財団のモデルプロジェクトがスタートしたときから、この電話リレーサービスにかかわってきております。前のプレゼンでも申し上げましたように、当初は聞こえない人が電話をふだん使えないというところで、少しでも便利になるようにということで、わざわざセンターに来て電話をかけてくれということよりも、ビデオリレーでつながれば、それこそ便利になるんじゃないかというところからスタートしております。

それを担うのはどこかといったときに、やはり我々が手話通訳の派遣であったり、養成であったりしてきた、通訳をやってきたということで、誰がやるんだというところで、我々しかいないだろうということでやってきたわけなんですけれども、やっていくうちに、委員の方から発言がありましたように、福祉の面で我々はかかわってきたんですけれども、福祉、それから、通信と考えたときに、先ほどの公序良俗の問題であったりとか、聞こえる人からの電話をどうするかであったりとか、通訳の内容をそのまま伝えるとか、いろいろ考えた場合に、福祉と通信とはやはり分けて考えないといけないのではないかと。オペレーターの役割としても、今までのような支援を含めたやり方ではなくて、また別の技術であったり役割が必要なんではないかということで、プレゼンのほうでも申し上げてきたとおりです。

今後、我々がどうかかわっていくかというところを考えますと、近藤委員とかもおっしゃっていましたように、事業所としてこれからかかわれるのかどうか、その要件というか、基準というのが、多分これからつくられていくだろうと思いますけれども、その中でかかわっていくのか、それとも、そもそも法的にどのように位置づけるのか、電気通信の関係になると、我々福祉は切り離されてしまうのかとか、もっと言えば、電気通信にもかかわれるような法的な位置づけができるのかどうか、その辺を総務省さんと厚労省さん、並びに厚労省と我々当事者団体等で考えていきたいなと思っております。

我々の役割としては、聞こえない人をどう支援するかというところがありますので、先ほど石井委員さんもおっしゃられていましたように、福祉の面で役割が違うのではないか、それから、聞こえない人が使えるようにどう支援していくかとか、そういったところが考えられるのではないかなと思っております。

あと、緊急通報のところで言いますと、今やっている現状、緊急通報がかけられないと わかっていても、かけてくださいというか、どうしたらいいんだろうかということもやっ ぱり起きたりします。前回のワーキンググループのときにも滋賀で起こっていたことがございまして、やはりそういった緊急通報の面では、これから早急に考えていただきたいなと思っております。電話リレーなりがもしできたとしましても、例えば緊急通報で通話しました、消防隊員並びに警察官の方が現地に到着しました、そしたら電話リレーはそこで終わりとなってしまうんです。だけれども、消防隊の皆さんは、現場でのコミュニケーションがそこで発生してくるわけなんです。そこを誰がするのか。そうすると、言ったら電話リレーじゃなくて、遠隔の手話通訳とかいう問題もこれから出てくるんではないかなと思っております。そういったところも含めますと、福祉と通信というのは切り離せないなと考えておりますので、そのあたりも含めまして、我々の役割、養成とか、もしかしたらそういったところでもかかわれるのかなと思いますので、そのあたりはちょっと考えていただきたいなと思っております。

以上です。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、三浦様、よろしくお願いいたします。

【プラスヴォイス 三浦様】 株式会社プラスヴォイスの三浦宏之と申します。

2002年に情報通信研究機構、NICTの前身であるTAOさんの時代にオンラインコミュニケーションサポートシステムという事業申請をさせていただいて、以降、遠隔手話通訳、電話リレーサービスについてご支援をいただきながらここまで参りました。電話リレーサービスがこのような会合の中で、皆さんのお力で公的サービスになりそうだというところに非常に感謝申し上げております。このような発言の機会をいただいている中で、事業者の立場で3点ほどお話をさせていただきたいと思っています。

まず1つが、4ページになります。リレーサービスについて、手話リレーサービスと文字 (チャット) リレーサービスという形で日本財団さんの中で示されているんですが、今後、川森先生のお話にもありましたリスピークという話で、現在の運用でも、手話を使われる方でも口話ができる方、あるいは難聴の方は自分で話すことができるので、わざわざ文字を打たないで自分で話をして、オペレーターがそれを聞いてリスピークをするという事例も多くございます。実際高齢者の方で考えると、携帯端末、スマートフォンに文字を打ち込むのは、話せるにもかかわらず文字を打つというのはなかなか大変なこともございます。そういった部分で、このリスピークという部分も今後リレーサービスの中に入れていく必要があるかなと思っています。

このリスピークの話をしてしまうと、どうしても3者通話的な発想になってしまうと思うんですが、あくまでも障害者の方とセンターをつなぐ方法が、手話、文字、それから障害者の方が直接話すという方法も含められるということを、現運用の中でもたまに行われていたりします。デフォルトが、マイクがオフになっているんですけれども、わかる方がマイクをオンにして、自分で話してオペレーターが聞くという事例も多くございます。

それから、2点目なんですが、緊急通報について、先ほどから川森先生、石井先生がおっしゃっていたとおり、段階を踏んで、システムとしてもアップデートできているものにして進めていただきたいなと思っています。この段階を踏んでという部分については、システムや技術だけではなくて、オペレーターの技量であるとかいった部分についても、これが必要になってくる考え方だと思っています。今、小竹さんがおっしゃったとおり、我々、プラスヴォイスとしては、遠隔手話通訳の事業の中に、企業のコールセンターへ電話をするリレーションであったり、厚生労働省さんの本省の窓口にも遠隔通訳という形で置かせていただいています。つまり、手話通訳の方々が電話をリレーションするのと、対面状態で通訳する2つのサービスが提供できる形になっていて、今ここで議論されているのは、あくまでも電話リレーサービスということになります。

賃金や労働条件についても非常によい方向で話し合いをされている中で、手話通訳の 方々の目指すべきところがリレーサービスのオペレーターになってしまうのか。そうでは なくて、対面状態を通訳していく仕事、先ほどの救急車に通報する、救急車の中でのコミ ュニケーション、病院では通訳派遣を呼ぶ、呼ぶ場合に、夜中であってもテレビ電話を通 じてサポートができるという部分で考えると、対面の状態の通訳、これはまた電話リレー サービスとは別に手話通訳の方々の未来につながってくるのかなと思っています。

そういう意味で考えて、これが4点目のお話なのですが、これから手話の通訳の方々については、電話リレーだけではなく対面の遠隔通訳ということも広げていく可能性があるということと、オペレーターの技量については、経験を積むごとに段階を踏んで育てていく必要があると思いますので、これはシステムだけではなく、常に進歩していける形で進めていっていただきたいと思っています。

現在の日本財団のリレーサービスについても、WebRTCという川森先生がおっしゃった先進的な技術が使われています。こういった形で、オリンピックも間近に控えている中で、できるだけ早く段階を踏んでスタートしていただきたいと思っています。現在の日本財団が進めるリレーサービスについても非常に評判がよく、利用者からは満足いただい

ているというお話を聞いています。ただ、やはり通訳者が不足しているという問題については、これは費用が発生します。このリレーサービスの公的インフラに向けて、当然システムについてのアップデートも必要なのですが、費用の多くを占めるものは通訳者の人件費にかかわってくると思いますので、費用の問題、そして、仕組みをできるだけ早い段階でつくり、時代に合わせて変化していける形でより早く進めていただけることを強く望んでおります。

今日はこのような発言の機会を与えていただいて大変感謝しております。ありがとうご ざいました。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、大木様、よろしくお願いします。

【シュアール 大木様】 シュアールの大木です。まず、このような機会をいただきましたこと、大変に感謝申し上げます。

ここまで全体の流れを伺いまして、まず、この報告書に関してはものすごくまとまっていると私は思っております。ですので、まとめていただきました厚労省さん、総務省さん、そして構成員の皆様には改めて感謝を申し上げたいと思います。また、今もありましたITUのF.930、リレーサービスに関する標準の部分ですけれども、総務省さんのほうから私が3年間助成をいただいて、実際にその標準化にもかかわらせていただきました。そのような機会をいただき、その寄書がここでも議論されていることにも感謝申し上げたいと思います。今までたくさんご発言ありましたものもございますので、その中でも、特に私ども事業者として少し強調したい部分、追加したい部分だけを改めて、少しお話しさせていただければと思います。

これからこの実現に向けて進む中で、当然費用も大切なんですけれども、その担い手となる通訳者の確保は一番の課題になってくると考えています。その上で、手話通訳者に対する社会的な認識というものがものすごく大事になってくると考えております。やはり手話通訳というのはボランティアであって職業ではないという認識が残念ながらまだまだ残されているという状況だと考えております。そのためには、待遇の面ですとか、養成、社会的地位というものを確保する事が必要になってくると考えております。

また、ここはすごく矛盾する部分ではあるので、皆様にも今後、御検討いただきたいと ころでもあるんですけれども、やはり通訳者の保護というところも大事になってくると考 えています。当然言われたものを全てそのまま伝える義務が通訳者にはあると同時に、通 訳者に対するセクハラであったりですとか、犯罪やクレームの通訳を行うというものは、 近藤構成員からもお話がありましたとおり、かなりストレスのかかる部分だと思います。 そういったところの中でどのように通訳者の負担を軽減させるのかというところを、利用 者の方々の権利を守りつつ、通訳者の負担を減らすというところも考えていく必要がある んではないかなと考えております。この部分に関しては、当事者団体である全ろう連さん や通訳士協会さん、ほかにも通訳者団体さんはたくさんいますけれども、そういった方た ちと議論していく必要があるんじゃないかと考えております。

また、通訳者の流動性と専門性というところも少し検討する必要があるかなと考えております。オペレーターになるためには、川森構成員からもありましたとおり、専門性がかなり必要になってくると同時に、やはり通訳者にある程度流動性があるというのも必要かと考えております。アメリカでは、通訳者が電話リレーサービスに携わった後にコミュニティーのほうに行ったり、さまざまな流動性があると伺っておりますので、そういった実態も含めて改めて確認した上で、日本でも取り入れられるところがあれば、そういったところもやっていければと考えております。

また、最後に、利用者にとって複雑になってしまう部分を回避する必要があると考えております。電話は番号を押してかければすぐにつながる一方、現在ですと、番号を登録したり、端末を使うのにも少し前までの電話よりも複雑な作業が求められてしまっているのが現状だと思います。ですので、そういったところの複雑さを減らすということと同時に、多少は多分フローが増えてしまうと思いますので、その部分をいかに利用者の方にわかりやすく伝えるのかということも検討する必要があるかと考えております。

また、電話というのは比較的安価なものであれば簡単に手に入ると思います。今後のサービスの中で、仮にですけれども、端末を購入することが難しいという利用者が出てくる可能性があるということも踏まえて、端末等に関しても少し検討する余地があると考えております。

以上、事業者の立場から少し補足という形で発言させていただきました。これ以外にも本人確認の問題ですとか、さまざまな議論が残されているとは思うんですけれども、ぜひこういった通訳者の確保、認識の改善といったところもご検討いただければと思います。 以上になります。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。 それでは、黒田様、お願いします。 【日本電信電話 黒田様】 NTTの黒田です。発言の機会をいただきまして、ありが とうございます。

先ほどもございましたけれども、25ページの最後の2行のところに、「電話リレーサービスの実現を前提として、音声認識等の技術開発は車の両輪として、並行して進めることが適当である」と記載されています。4月8日の第4回ワーキンググループでも我々からプレゼンテーションさせていただきましたが、今年の3月1日より、ドコモでは音声認識技術を活用した「みえる電話」というものを、聴覚障害者と健聴者の方の間の通信コミュニケーションを円滑にするためのサービスとして、無償で提供させていただいています。このサービスは今でも24時間おかけいただくこともできますし、発信する場合だけではなくて、着信する場合にも使っていただけます。既に5,000以上のダウンロード数ではありますが、我々としては、現時点100点満点のサービスではないと認識しています。100点満点の完全なサービスでないということは重々わかっていますが、やはり80点でも70点でも、それでも使っていただいて、喜んでいただける方がたくさんいるというところが大事だと思っております。我々はこうしたサービスをより多くの方に使っていただく中で、その音声認識技術をブラッシュアップしていきたいと考えております。そういう意味で、技術開発のみにとどまらず、実際の社会実装、利活用を進めていきたいと考えています。

ちょっと話が脱線しますけれども、我々は今話題になっています振り込め詐欺の対策についても音声認識技術、AI等を使って、それを防止できないかという実証実験を実施する予定です。このように、常に我々の研究所では音声認識技術の研究を実施しておりますので、とにかく多くの人に使っていただけるよう努力してまいりたいと考えています。

さらに、そういう代替手段を広く使っていただけるようになれば、電話リレーサービスとその代替手段にかかるトータルのコストを全体として軽減できるのではないかと考えています。22ページで、先ほど②か③かという話がありましたけれども、最終的には直接もしくは間接的に、利用者、国民の方々に費用負担いただくことになることを考えると、やはりトータルのコストを長い目で見たときにどうやって軽減していくか考えていかなければならないと思っています。そういう意味では、電話リレーサービスと、我々の「みえる電話」のようなサービスが、それこそ車の両輪として一緒に世の中に広がっていくことが望ましいのではないかと思っています。

また、先ほど来、通訳士の方々のリソースの問題、あるいは働き方の厳しさという話も

ありました。働き方改革等が求められている折に、24時間の受付体制を組むということは大変に厳しいことだと思います。そのためにも、技術を使って補完していくことが大事だと思いますし、我々として、まだまだ100点満点でないことは重々承知しておりますが、一生懸命それを改善しながら社会実装を進めていけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、関田様、よろしくお願いします。

【KDDI 関田様】 KDDIの関田でございます。まず、今回の議論におきまして、 オブザーバーとして参加させていただいて、また、意見を申し上げる機会をいただきまし て、大変ありがとうございました。感謝しております。

これは感想になりますけれども、今回の報告書(案)ではまだまださまざまな難しい課題が残されているのではないかと感じておりますし、本日、各構成員の方々からいただいた意見なり示唆なりを含めて考えますと、我々、電気通信事業者として何ができるのかといったところ、また、どのようにかかわっていくべきかといったところ、この辺は慎重に考えていくべきではないかなと感じております。

また、今後、この実現に向けた議論が進むと思いますが、ここに我々がどのようにかか わるか、今のところはわかりませんけれども、引き続き議論のほうに参加させていただけ ればと感じております。

以上でございます。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、最後に齊藤様、よろしくお願いします。

【ソフトバンク 齊藤様】 ソフトバンクの齊藤です。今回、報告書のおまとめ、ありがとうございます。あと、ワーキングのほうに出席させていただきまして、いろいろ勉強させていただきました。ほんとにありがとうございました。

今後、この報告書にあるとおり、検討課題はまだ残っているかと思います。この後、実務者会議とかいった会議体というのもあるかと認識しております。そこの中で、利用者の目線に立った検討をやっていくべきじゃないかなと思っています。弊社としても、その部分の議論に関しては積極的に参加させていただけたらと思っています。

あとは、ちょっと今回、会合の中で幾つか議論があった事業法6条の関係に関して、弊

社としては、差別的取り扱いをしているという認識はございません。ドコモ様のお話にもありましたけれども、代替サービスのご提供であったりとか、料金の割引とかいったものをやらせていただいたことで、障害のある方にとってもご利用いただきやすいサービスを提供させていただいているという認識でございますので、その点はご理解いただければと思います。

あとは、料金の関係です。事業者負担とかいうお話もございましたけれども、この事業者負担ということに落ちつくということであると、やはり電話リレーサービスということの一義の方法に縛られた形で進めなきゃいけないことになるという部分に関してはかなり違和感がございますので、こういった部分も今後の検討の中でご議論させていただければと思います。

以上になります。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。非常に活発にご議論いただいたために、ほとんどここまでには終わらせてくれと言われた時間にもうなっているのですが、私の感想としても、最初に井上構成員がとにかくこれでスタートするということが満額回答に近いというご意見があったのですが、2021年3月に日本財団が終了するときまでに、とにかく何かきちんとスタートすることができれば、それからの課題はこれから後でもしようがないだろうと思っておりますし、この費用の負担方法にしましても、ユニバーサルサービスとか電気通信事業者の負担とか、3案もありますけれども、この後につきましても、とにかく法律的に見てそれほど問題ない方法でスタートしてということじゃないのかと個人的には思っております。

ということで、大体満額じゃないかもしれませんけれども、ある程度これでスタートが切れるのじゃないのかと思っておりまして、検討課題がいっぱいあるのは、今、山ほどお伺いいたしましたし、全部もっともなご意見なのですけれども、これを一遍に盛り込むのは無理ですので、順番に行くべき話になるのじゃないかと思っております。

時間的に、そろそろ終了時間なのですけれども、どうしてもというのが何かあったら聞きますが、よろしいでしょうか。もしよろしければ、一応ここで終了とさせていただきたいと思います。

それから、報告書(案)につきましては、本日いただいた意見なども踏まえて、この点が事実関係で違うんじゃないかというご意見もございましたので、それも踏まえて修正いたしまして、パブリックコメントを行う予定と聞いております。報告書(案)の修正につ

きましては、事務局とも相談いたしますので、主査の私にご一任いただけますでしょうか。 よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

また、今回で一区切りですけれども、別に終わりというわけじゃございませんので、本 ワーキンググループの進め方につきましても、事務局との相談の上、主査にご一任いただ けますでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

【長谷川課長補佐】 事務局の、総務省の長谷川です。次回のワーキンググループの開催等につきましては、主査ともご相談の上、別途ご連絡させていただきます。

また、本日の議事概要につきましては、別途ご紹介させていただきますので、ご確認を お願いいたします。

以上です。

【酒井主査】 それでは、これでワーキンググループを終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。